

【PIS】サービス

2023年4月1日よりPISシステムの会員約款を改定いたします。新旧対照表になっています。
何卒よろしくお願い申し上げます。

徳力本店の『PIS』約款			
【新】改定後		【旧】改定前	
第1条	(適用範囲) 株式会社徳力本店（以下「弊社」といいます）のパラジウムお預かりサービス「Palladium Investment Service」（以下「PIS」といいます）に関しては、本約款の定めるところによります。	第1条	(適用範囲) 株式会社 徳力本店（以下「弊社」といいます）のパラジウムお預かりサービス「Palladium Investment Service」（以下「PIS」といいます）に関しては、本約款の定めるところによります。
第2条	(定義) PISとは、お客様が弊社にパラジウム地金（以下「地金」といいます）の寄託を希望した際に、第5条に定める弊社所定のお申込み手続き後、お客様が寄託者となって弊社と寄託契約（以下「本寄託契約」といいます）を締結し、弊社より地金を購入、または弊社に地金を持込み、弊社がその地金を保管することをいいます。	第2条	(定義) PISとは、お客様が弊社にパラジウム地金（以下「地金」といいます）の寄託を希望した際に、第5条に定める弊社所定のお申込み手続き後、お客様が寄託者となって弊社と寄託委任契約（以下「本寄託契約」といいます）を締結し、弊社より地金を購入、または弊社に持込みされ、弊社がその地金を保管することをいいます。
第3条	(サービス内容) PISのサービス内容は以下の通りです。 PISは、お客様に対し、地金売却益の取得、利息の付与その他一切の財産上の利益の供与を保証するものではありません。 1.購入預入れ お客様が弊社の店頭および電話、WEBで地金を購入すると同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位は第11条の規定により、購入預入れについては第12条の規定によるものとします。 2.持込み預入れ お客様が店頭および電話申込みにより、所有されている地金をお預かりするサービスです。持込み可能な地金の条件は、第13条に該当するものとし、持込み預入れは第14条の規定によるものとします。 3.市場売却 お客様からのご依頼に基づき、お客様のご依頼にかかる日に、お客様からお預かりした地金を業者間市場で売却した代金から弊社所定の手数料を控除した金額をお客様にお支払いするサービスです。なお、売却は第15条の規定によるものとします。 4.返却 本サービスでは、地金による返却は行いません。	第3条	(サービス内容) PISのサービス内容は以下の通りです。 1.購入預入れ お客様が弊社の店頭および電話で地金を購入し、同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位は第11条の規定により、地金購入預入れは第12条の規定によるものとします。 2.持込み預入れ 既にお客様が所有している地金をお預かりするサービスです。一定の条件を満たしていれば、地金ブランドは問わないものとします。なお、預入れ地金単位は第11条の規定により、地金持込み預入れは第14条の規定によるものとします。 3.売却 お客様からお預かりした地金を売却するサービスです。なお、売却は第15条の規定によるものとします。
第4条	(申込み条件) お客様がPISを利用されるためには弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。 1.日本国内に在住し、満20歳以上であること。 2.ご利用金融機関が国内の金融機関であること。 3.お申込み者と口座名義人が同一であること。 4.個人名義での利用の際は、申込書に記載した住所が本人確認書類と一致すること。 5.法人名義での利用の際は、申込書に記載した住所が登記事項証明書と一致すること。	第4条	(お申込み条件) お客様がPISを利用されるためには弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。 1.日本国内に在住し、満20歳以上であること。 2.ご利用金融機関が国内の金融機関であること。 3.お申込み者と口座名義人が同一であること。
第5条	(申込み) お客様が本約款をご承諾のうえPISに申込み希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、弊社にご提出し、以下に規定される弊社所定の入会金(以下「入会金」といいます)を支払うことにより、本寄託契約の申込みをすることができます。なお、店頭でのお申込みの際には、金融機関口座を確認できるものが必要となります。 1.店頭によるお申込み ①PIS申込書 店頭にて申込みされる場合は、申込書に必要事項をご記入ください。個人の場合は、本人確認書類の原本をご提示いただきます。法人の場合は、登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)の原本と代表者の本人確認書類をご提示いただきます。 ②口座開設 弊社において、お客様がPISをご利用するために必要な「地金口座」の開設を行います。 ③入会金 PISに申込みされたお客様は「入会金」をその場でお支払いいただきます。	第5条	(お申込み) お客様が本約款をご承諾のうえPISにご加入を希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、弊社にご提出し、以下に規定される全ての手数料等を支払うことにより、本寄託契約のお申込みをすることができます。 1.店頭によるお申込み ①PIS申込書 弊社店頭にて申込書をご提出される場合は、身分証明書をご提示していただきます。 ②口座開設 お客様がPISをご利用するには「口座開設」が必要となります。 ③入会金 PISにお申込みされたお客様は「入会金」をその場で現金にてお支払いいただきます。 ④配当ボーナスの選択 お客様がPISをご利用する際に、第18条の規定に定める「配当重量コース」か「配当金コース」を選択していただきます。

	<p>④発行書類 手続き完了後、入会金の内容を記載した「取引報告書」を発行いたします。</p> <p>2.お電話によるお申込み ①PIS 申込書 郵送で弊社に申込書をご提出される場合は、申込書に必要事項をご記入ください。個人の場合は、本人確認書類(コピー)を添付しお送りください。法人の場合は、登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)の原本と代表者の本人確認書類(コピー)を添付しお送りください。 なお、登記事項証明書の原本は確認後、「取引報告書」と合わせて返送いたします。</p> <p>②口座開設 弊社において、お客様がPISをご利用するために必要な「地金口座」の開設を行います。</p> <p>③入会金 PISにお申込みされたお客様は「入会金」を弊社指定の銀行口座に電信扱いでお振込みしていただきます。振込手数料はお客様負担とします。</p> <p>④発行書類 手続き完了後、入会金の内容を記載した「取引報告書」を発行し、お客様のご登録住所宛てに送付いたします。</p>		<p>2.お電話によるお申込み ①PIS 申込書 郵送で弊社に申込書をご提出される場合は、身分証明書の控え(コピー)を添付していただきます。</p> <p>②口座開設 お客様がPISをご利用する際には「口座開設」が必要となります。</p> <p>③入会金 PISにお申込みされたお客様は「入会金」を弊社指定銀行口座に電信扱いでお振込みしていただきます。</p> <p>④配当ボーナスの選択 お客様がPISをご利用する際に、第18条の規定に定める「配当重量コース」か「配当金コース」を選択していただきます。</p>
第6条	<p>(契約の成立および会員登録) お客様が第5条に定める手続きが完了し、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様をPISの会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。</p>	第6条	<p>(お申込みの注意点) 1.弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、またはその他弊社所定の資格審査要件等に満たない場合は、本寄託契約を締結できない場合があります。 2.弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金が持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭によるお申込みの際はその場でお返しいたします。電話によるお申込みの際は速やかにお客様のご住所宛てに発送いたします。 3.お申込み時にかかる送料、振込手数料はお客様負担とします。 4.お客様が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。 5.一旦納入された入会金および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。</p>
第7条 (新設)	<p>(本人確認等) 1.本約款に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、会員に対し、弊社所定の用紙で提出を求められることができます。 2.前項の用紙の提出を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款に基づく弊社の義務の全部又は一部の履行を停止することができますものとし、このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>	第7条	<p>(契約成立および会員の登録) 第5条に定める入会金をお支払いしていただき、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様をPISの会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。</p>
第8条	<p>(本寄託契約期間および自動継続) 本寄託契約の有効期限(以下「本寄託契約」といいます)は初年度の場合、本寄託契約の成立日から3月31日までとします。ただし、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条および第27条のいずれの規定にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。</p>	第8条	<p>(本寄託契約期間および自動継続) 本寄託契約期間の有効期間(以下「本寄託契約期間」といいます)は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から3月31日までとします。ただし、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、および第28条のいずれの事由にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。</p>
第9条	<p>(地金の保管) 1.会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金は、会員が所有権を有する地金として弊社資産とは別け、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。 2.毎月末に管理者によって棚卸業務を行います。また、年度末に第三者に対して確認業務を委託し、お預かり地金を適切な体制で管理いたします。</p>	第9条	<p>(地金の保管) 1.弊社は、会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金を、寄託委任契約によるお預かりとし、弊社はお預かりした地金を、適切と判断する方法で運用いたします。 2.弊社は、毎月末に管理者によって棚卸業務をおこなっており、また、年度末には監査法人(公認会計士)にお預かり地金の運用状況の確認業務を委託しております。</p>
第10条	<p>(地金口座残高等の通知) 本寄託契約期間における会員の3月末時点の地金口座残高を年1回4月に、会員のご登録住所宛てにPIS「地金口座残高報告書」にて報告いたします。なお、地金口座残高がない場合は、通知いたしません。</p>	第10条	<p>(地金残高等の通知) 弊社は、本寄託契約期間における会員の3月末現在のお預かり地金残高等を4月に年1回、会員のご登録住所宛にPIS残高・配当報告書にて報告いたします。なお、会員の地金残高がない場合通知をいたしません。</p>
第11条	<p>(預入れ地金単位) PISにてお預かりできる地金単位は以下の通りとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。 1.店頭による預入れ</p>	第11条	<p>(預入れ地金単位) PISにてお預かりできる地金単位は、以下の通りとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。 1.店頭による預入れ</p>

	<p>会員の地金口座残高がない場合は 5g 以上 1g 単位とし、会員の地金口座残高がある場合は 1g 以上 1g 単位とします。</p> <p>2.電話、WEB による預入れ</p> <p>会員の地金口座残高に関わらず 5g 以上 1g 単位とします。</p>		<p>会員の地金残高がない場合は、5g 以上 1g 単位とし、会員の地金残高がある場合は、1g 以上 1g 単位とします。</p> <p>2.電話による預入れ</p> <p>会員の地金残高に係わらず 5g 以上 1g 単位とします。</p>
第 12 条	<p>(購入預入れ)</p> <p>会員は本寄託契約期間中、購入預入れ受付時間内において地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位は第 11 条の規定によるものとします。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。</p> <p>③申込み 店頭にて弊社所定の手続きを行っていただきます。 個人の場合は、本人確認書類の原本を、法人の場合は、登記事項証明書（発行から 3 ヶ月以内）の原本と代表者の本人確認書類の原本をご提示いただきます。</p> <p>④購入代金 購入預入れお申込み時点の弊社発表税込小売価格にて算出します。</p> <p>⑤決済方法 地金購入代金を弊社所定の方法でお支払いいただきます。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「取引報告書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。</p> <p>③申込み 電話にて弊社所定の手続きを行っていただきます。 登録されている本人確認書類情報などの確認をさせていただきます。</p> <p>④購入代金 購入預入れお申込み時点の弊社発表税込小売価格にて算出します。</p> <p>⑤決済方法 弊社指定の銀行口座に地金購入代金を電信扱いで申込み当日 14 時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛てに送付いたします。</p> <p>3.WEB 受付</p> <p>①受付先 弊社ホームページ (https://www.tokuriki-kanda.co.jp/) の【会員様メニュー】内の WEB PIS 購入預入れをクリックしてください。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。</p> <p>③申込み WEB PIS 購入預入れフォームに必要事項を入力して送信してください。</p> <p>④購入代金 会員から購入預入れ依頼メールを弊社が受信した時点の弊社発表税込小売価格にて算出します。</p> <p>⑤決済方法 購入預入れ受領メールを会員に返信いたします。弊社指定の銀行口座に購入預入れ受領メールに記載されたご請求額を、電信扱いで申込み当日 14 時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛てに送付いたします。</p> <p>4.購入預入れは、弊社での申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>5.預入れ当日分の市場売却は行えないものとします。</p>	第 12 条	<p>(購入預入れ)</p> <p>会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位は第 11 条の規定によるものとします。</p> <p>1.店頭による購入預入れ</p> <p>①受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。</p> <p>②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。</p> <p>③適用価格 購入預入れお申込み時点とします。</p> <p>④決済方法 店頭にて購入預入れ代金を現金でお支払いいただきます。</p> <p>⑤発行書類 お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。</p> <p>2.電話による購入預入れ</p> <p>①受付先 弊社宝飾品部地金販売課となります。</p> <p>②受付時間 弊社営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。</p> <p>③お申込み 弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。</p> <p>④適用価格 購入預入れお申込み時点とします。</p> <p>⑤決済方法 弊社指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いでお申込み当日 14 時までにお振込みしていただきます。</p> <p>⑥発行書類 お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。</p> <p>3.電話による購入預入れ利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。</p> <p>4.購入預入れは、お申込み時に取引契約が成立し、キャンセルはできません。</p>
第 13 条	<p>(持込み預入れ条件)</p> <p>持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることはできません。</p> <p>1.弊社製地金の場合</p>	第 13 条	<p>(地金持込み預入れ条件)</p> <p>持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。</p> <p>1.弊社製地金の場合</p>

	<p>①持込みの地金単位は第 11 条の規定に準じ、弊社発行の計算書をお持ちであることを条件とします。</p> <p>②端数がある場合、端数分を第 15 条(市場売却) の規定に準じて処理するものとします。</p> <p>2.他社製地金の場合</p> <p>①持込みの地金単位は第 11 条の規定に準じ、グッドデリバリーバーであること、かつ販売元発行の購入金額等を証明できる書類があることを必須条件とします。</p> <p>※一部のブランドにつき、お断りさせていただく場合があります。</p> <p>②お預かりの際、弊社所定の持込み預入れ手数料をお支払いいただきます。</p> <p>③端数がある場合、端数分を第 15 条(市場売却) の規定に準じて処理するものとします。</p> <p>3.相続もしくは贈与を受けた地金の場合は弊社製、他社製双方ともにその手続きが完了したものであれば、預入れできるものとします。お預かり後のトラブルおよび損害等について弊社は一切責任を負わないものとします。</p>		<p>①第 11 条に定める地金単位であり、購入した際の証明書が原則必要であることを条件とします。</p> <p>②端数がある場合、端数分を売却処理するものとします。</p> <p>2.弊社製地金以外の場合</p> <p>①第 11 条に定める地金単位であり、グッドデリバリーバーであること、かつその地金の販売会社が発行した購入した事を証明する書類をお持ちであることを条件とします。</p> <p>②お預かりの際、弊社所定の持込み預入手数料をお支払いいただきます。</p>
<p>第 14 条</p>	<p>(持込み預入れ)</p> <p>会員は、本寄託契約期間中、持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している地金で第 13 条の条件を満たしている地金は預入れすることができます。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて弊社所定の手続きを行っていただきます。 個人の場合は、本人確認書類の原本を、法人の場合は、登記事項証明書(発行から 3 ヶ月以内)の原本と代表者の本人確認書類の原本をご提示いただきます。</p> <p>④決済方法 他社製地金の場合、弊社所定の持込み預入れ手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。</p> <p>⑤発行書類 取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「取引報告書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて弊社所定の手続きを行っていただきます。 登録されている本人確認書類情報などの確認をさせていただきます。</p> <p>④地金の発送 弊社宛てに第 13 条の持込み預入れ条件を満たす地金や書類を発送していただきます。 添付する書類は、個人の場合は本人確認書類のコピーを、法人の場合、登記事項証明書(発行から 3 ヶ月以内)の原本と代表者の本人確認書類のコピーをお送りください。なお、登記事項証明書は、確認後「取引報告書」と合わせてご返送いたします。</p> <p>⑤決済方法 他社製地金の場合、弊社所定の持込み預入れ手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。</p> <p>⑥発行書類 取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛てに送付いたします。</p> <p>3.持ち込まれた地金を鑑定した結果、第 13 条を満たさないと判断した場合、店頭での持込み預入れの場合は、その場でお返しいたします。電話での発送による持込み預入れの場合は、速やかに会員のご登録住所宛てに弊社所定の方法で返送し、既に弊社所定の持込み預入れ手数料が支払われていた時は、会員のご登録金融機関口座へお振込みいたします。なお、返送費用、返金の振込手数料は会員負担とします。</p>	<p>第 14 条</p>	<p>(持込み預入れ)</p> <p>会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している前条の条件を満たしている地金を預入れすることができます。なお、弊社製以外の持込み預入れの際は、弊社所定の持込み預入手数料が発生するものとします。</p> <p>1.店頭による持込み預入れ</p> <p>①受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。</p> <p>②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。</p> <p>③決済方法 店頭にて持込み預入手数料を現金でお支払いいただきます。</p> <p>④発行書類 お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。</p> <p>2.電話による持込み預入れ</p> <p>①受付先 弊社宝飾品部地金販売課となります。</p> <p>②受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、大阪店は 16 時までとなります。</p> <p>③お申込み 弊社に電話にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。</p> <p>④地金の発送 会員は弊社宛に第 13 条の地金持込み預入れ条件に該当する地金や書類を発送していただきます。</p> <p>⑤決済方法 弊社が連絡後、指定銀行口座に持込み預入手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。</p> <p>⑥発行書類 お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。</p> <p>3.弊社は、会員が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭による持込み預入れはその場でその地金をお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に発送いたします。</p> <p>4.持込み預入れ利用時にかかる送料、振込手数料は会員負担とします。</p> <p>5.持込み預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>6.会員が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。</p>

	<p>4.持込み預入れは、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>5.会員が地金を発送し、弊社が受領前に生じた盗難、滅失、その他の事故および損害について弊社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>6.持込み預入れ当日分の市場売却は行えないものとします。</p>		
第15条	<p>(市場売却)</p> <p>会員は、本寄託契約期間中、売却受付時間内において、前日までのお預かり地金の売却依頼をすることができます。</p> <p>1.店頭受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 店頭にて弊社所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>個人の場合は、本人確認書類の原本を、法人の場合は、登記事項証明書（発行から 3 ヶ月以内）の原本と代表者の本人確認書類の原本をご提示いただきます。</p> <p>④売却代金 市場売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。</p> <p>⑤売却重量 1g 以上 1g 単位とします。</p> <p>⑥決済方法 売却代金は、弊社所定の手数料を控除した上で、弊社所定の方法でお支払いします。お振込みの場合、原則として申込みを受けた日の 2 営業日後に会員のご登録金融機関口座にお振込みいたします。なお、振込日が月末の場合は、3 営業日後のお振込みとなります。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「取引報告書」を発行いたします。</p> <p>2.電話受付</p> <p>①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。</p> <p>②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③申込み 電話にて弊社所定の手続きを行っていただきます。</p> <p>登録されている本人確認書類情報などの確認をさせていただきます。</p> <p>④売却代金 市場売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。</p> <p>⑤売却重量 5g 以上 1g 単位とします。</p> <p>⑥決済方法 売却代金は、弊社所定の手数料を控除した上で、原則として弊社がお申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録金融機関口座にお振込みいたします。なお、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。振込手数料は会員負担とします。</p> <p>⑦発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛てに送付いたします。</p> <p>3.売却依頼は申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>4.市場売却手数料は、売却代金（税込）の 1 %（手数料率）とします。</p> <p>5.売却の際に、売却後の地金口座残高が 1g 未満となる場合は、全量売却とさせていただきます。</p>	第15条	<p>(売却)</p> <p>会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日売却受付時間内において、いつでもお預かり地金の売却をすることができます。売却価格は、売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。</p> <p>1.店頭による売却</p> <p>①受付時間 弊社営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の売却手続きを行っていただきます。</p> <p>③適用価格 売却お申込み時点とします。</p> <p>④売却重量 売却を請求できる地金の重量は、1g 以上 1g 単位とします。</p> <p>⑤決済方法 売却代金は現金かお振込み、または小切手でのお支払いからお選びいただけます。お振込みの場合、原則として弊社がお申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。</p> <p>⑥発行書類 お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。</p> <p>2.電話による売却</p> <p>①受付先 弊社宝飾品部地金販売課となります。</p> <p>②受付時間 弊社営業日 10 時から 16 時までとします。</p> <p>③適用価格 売却お申込み時点とします。</p> <p>④売却重量 売却を請求できる地金の重量は、5g 以上 1g 単位とします。</p> <p>⑤お申込み 弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の売却手続きを行っていただきます。</p> <p>⑥決済方法 原則として弊社がお申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。</p> <p>⑦発行書類 お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。</p> <p>3.売却利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。</p> <p>4.売却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。</p> <p>5.売却手数料は売却金額の 1 % とします。</p> <p>6.売却の際にお預かり地金残高が 1g 未満の場合、全量売却とさせていただきます。</p>
第16条 (新設)	<p>(購入委託に対する謝礼)</p> <p>会員が 1 年毎の満期を迎える度に、年間の購入預入れ金額の累計に応じて弊社で定めた年率を掛けて算出される金額分の重量を、弊社に購入委託をしていただいたことに対する謝礼として地金口座に自動加算いたします。</p> <p>なお、この際に重量算出する基準となる価格は、本寄託契約である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの弊社発表買取価格の平均価格にて算出します。</p> <p>※2023 年 4 月 1 日現在</p> <p>※年率は、年度ごとに見直しし、PIS「地金口座残高報告書」に記載いたします。</p> <p>※謝礼は変更、終了する場合があります。</p>	第16条 (廃止)	<p>(配当ボーナス)</p> <p>会員は本寄託契約中の地金残高に応じて弊社所定の年率を掛けた配当重量または配当金を選択し、受けることができます。また、本寄託規約満了時点で会員の地金残高がなかった場合、配当ボーナスの対象外となります。</p>
第17条 (新設)	<p>(購入委託に対する謝礼対象外)</p> <p>1.本寄託契約期間に購入預入れがない場合。</p> <p>2.中途解約または契約満了時に地金口座残高がない場合。</p>	第17条 (廃止)	<p>(配当の計算方式)</p> <p>1.配当ボーナスの計算基準重量は、第 8 条の本寄託契約期間中における毎日の預入れ地金の残高重量を累積し、その重量を本寄託契約期間日数</p>

			<p>(365日、または閏年の場合366日)で除した平均重量(以下「平均残高重量」とします)とします。</p> <p>2.配当重量は、平均残高重量に第19条の配当率を乗じた重量を加算(小数点第4位まで算出、端数は四捨五入)します。</p> <p>3.配当金は、配当重量に昨年度の4月1日から本年度3月31日の弊社発表パラジウム地金買取価格の平均価格を乗じた金額(端数は四捨五入)とします。</p>
		<p>第18条 (廃止)</p>	<p>(配当方法)</p> <p>配当方式は以下の2種類のコースのどちらかを選択していただけます。なお、「配当金コース」を選択された場合、預入れ地金の平均残高重量が500g以上になるまでは「配当重量コース」の扱いとなります。また、配当重量、配当金の通知は第10条の規定によるものとします。</p> <p>「配当重量コース」</p> <p>会員が本寄託契約期間満了を迎える毎に、預入れ地金の平均残高重量に応じて、第17条、および第19条に定める方式によって算出した配当重量を、会員の地金口座に加算いたします。</p> <p>「配当金コース」</p> <p>会員が本寄託契約期間満了を迎える毎に、預入れ地金の平均残高重量に応じて、第17条、および第19条に定める方式によって算出した配当金を、会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。なお、その際にかかる振込手数料は、弊社負担といたします。</p>
		<p>第19条 (廃止)</p>	<p>(配当率)</p> <p>配当ボーナスの配当率については寄託契約期間前に配当率を見直し、配当率のお知らせを発送いたします。</p> <p>なお、本寄託契約期間中に配当率を変更することはありません。</p>
		<p>第20条 (廃止)</p>	<p>(配当方式の変更)</p> <p>会員は、配当方式を「配当重量コース」または「配当金コース」へ変更する場合、本寄託契約期間満了の前々月末日までに弊社所定の手続きを行っていただけます。</p>
<p>第18条</p>	<p>(届出事項の変更、および成年後見開始の審判を受けた場合の手続き)</p> <p>1.会員は、住所や氏名等登録内容に変更が生じた場合または届出の金融機関口座を変更される場合は、速やかに弊社所定の用紙にて通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害等について弊社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>2.会員のために家庭裁判所から成年後見人、保佐人または補助人が選任された場合、成年後見人の署名または会員および保佐人または補助人の連署にて、弊社に通知しなければなりません。なお、この場合は弊社所定の届出用紙とともに家庭裁判所の審判の内容を証明する書類をご提出していただけます。</p>	<p>第21条</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの銀行口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第19条</p>	<p>(譲渡禁止)</p> <p>会員が、PISの地位およびPISによる会員の債権を第三者に譲渡または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第22条</p>	<p>(譲渡禁止)</p> <p>会員は、PISの地位およびPISによる会員の債権を第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>
		<p>第23条</p>	<p>(お取引の中止)</p> <p>為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、弊社は本約款に基づくお取引を中止することができます。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の売却をいたします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。</p>
<p>第20条</p>	<p>(注意点および禁止事項)</p> <p>1.会員が一度でも本約款に違反した事実がある場合、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。</p> <p>2.申込書類が到着して3ヶ月を経過しても取引の意思が見られない場合や入会金のお支払いが確認できない場合、破棄もしくは返送するものとします。</p> <p>3.会員が、自らまたは第三者を利用した以下の行為を禁止します。</p> <p>①暴力的な要求行為。</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>③取引に関して、脅威的な言動や暴力を用いる行為。</p> <p>④弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。</p>	<p>第24条</p>	<p>(禁止事項および注意点)</p> <p>会員が過去一度でも取引のキャンセル等、本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。</p>
<p>第21条</p>	<p>(契約解除による契約終了)</p> <p>1.会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所宛てに送付する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。</p> <p>①お申込み時に虚偽の申告をされたとき。</p> <p>②本約款に違反されたとき。</p> <p>③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。</p> <p>④第31条に違反していると判明したとき。</p>	<p>第25条</p>	<p>(契約違反による契約終了)</p> <p>1.会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所に宛てて発する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。</p> <p>①お申込み時に虚偽の申告をされたとき。</p> <p>②本約款に違反されたとき。</p> <p>③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。</p> <p>2.会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。</p>

	<p>⑤破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けたとき。または自ら申立てたとき。</p> <p>⑥仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納処分を受けたとき。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じたとき。</p> <p>⑦その他やむを得ない事由があるとき。</p> <p>2.契約の解除の効力は、解除の通知を送付した時からとします。</p> <p>3.第1項による契約解除において、弊社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>4.第1項の場合、弊社は地金口座の全量を市場売却いたします。この場合は第15条の規定を準用します。</p>		<p>3.第1項の場合、弊社は地金全量を第15条に規定により売却手続きを行います。</p>
第22条	<p>(会員逝去による契約終了)</p> <p>1.会員が逝去され、その旨相続人からの通知が弊社に到着後に、弊社所定の手続き完了をもって契約終了するものとします。</p> <p>2.前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きを取られたときは、弊社は地金口座残高を契約終了日の相場にて市場売却します。</p> <p>3.市場売却を第15条の規定に準じて行った上で、弊社所定の手数料を控除した代金を代表相続人の金融機関口座にお振込みいたします。</p>	第26条	<p>(会員の死亡による契約終了)</p> <p>1.会員が死亡され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該日をもって終了するものとします。</p> <p>2.前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをおとりいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を契約終了日の相場にて売却します。また、相続人が手続きされず、保管費用等費用が発生した場合は、地金保管残高から経費相当分の地金を売却させていただきます。</p>
第23条	<p>(解約による契約終了)</p> <p>会員は本寄託契約中、所定の用紙にて申し出られることにより本寄託契約をいつでも終了させることができます。会員の地金口座残高があった場合は全量売却とします。なお、売却方法は第15条の規定を準用します。</p>	第27条	<p>(解約による契約終了)</p> <p>会員は本寄託契約中所定の用紙から申し出られることにより本寄託契約をいつでも終了させることができます。会員の地金残高があった場合は全量売却とします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。</p>
第24条	<p>(相場変動による取引の中止)</p> <p>為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、本約款に基づくお取引を停止することができ、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>		
第25条	<p>(不可抗力および免責事項)</p> <p>天災、戦争、その他の不可抗力における履行遅滞または履行不能については、弊社は一切責任を負わないものとします。なお、これらの事由により、本寄託契約に基づく取引の実行ができなくなった場合も、弊社は会員に対し何等の責めを負わないものとします。</p>	第28条	<p>(不可抗力による契約終了)</p> <p>天災、戦争の勃発、法令の改廃など弊社および会員の責めに帰さない事由により、本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、PISは当然終了するものとします。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の売却をいたします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。</p>
第26条	<p>(取引の停止・中止・中断・変更)</p> <p>以下事由により、会員に予告なく本寄託契約に基づき弊社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の停止・中止・中断・変更をすることができます。</p> <p>1.本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する場合。</p> <p>2.本サービスを提供するための装置に、故障・異常・障害が発生した場合。</p> <p>3.天災等による公共交通機関の乱れ等により、弊社運営に及ぼす影響が生じた場合。</p> <p>4.第24条・第25条の準ずる内容の発生、もしくは発生するおそれがある場合。</p> <p>5.その他弊社がやむを得ず必要と認めた場合。</p> <p>これらによって生じた会員の損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。</p>		
第27条	<p>(不可抗力による契約終了)</p> <p>第24条・第25条・第26条に基づく事由により、やむを得ず本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、PISを終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、市場売却をいたします。</p> <p>この場合は第15条の規定を準用します。</p>		
第28条	<p>(供託)</p> <p>1.弊社が、売却代金を会員の登録金融機関口座へ振込手続きを行ったが当該口座不明で振込ができず、登録連絡先に連絡を取るも取れず一切の連絡手段を絶たれた場合、弊社は会員の連絡を待たずに第15条に準じて市場売却手続きを行い、代金から弊社所定の手数料を控除した金銭を東京法務局に供託することができるものとします。</p> <p>弊社が供託を行った場合、弊社の会員に対する責任は供託を行ったときをもって終了するものとします。</p> <p>2.供託に要した一切の費用は、会員負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。</p>	第29条	<p>(供託)</p> <p>1.弊社は契約終了後、お客様による受領がない場合、弊社はお客様に対する何らの通知を要することなく、現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託をおこなった場合、弊社のお客様に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。</p> <p>2.弊社の選択によって地金を一部または全量買い取り、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、お客様の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。</p>
第29条	<p>(約款改訂ならびに承認)</p> <p>1.本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2.本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼす場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改</p>	第30条	<p>(約款改訂ならびに承認)</p> <p>1.本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2.本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼすような場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。</p>

	<p>定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。</p> <p>3.弊社が前項の通知等を行った後、会員が本寄託契約に基づき PIS を利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。</p>		<p>また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。</p> <p>3.弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づき PIS を利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。</p>
第 30 条	<p>(合意管轄)</p> <p>本約款による PIS に関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	第 31 条	<p>(合意管轄)</p> <p>本約款による PIS に関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
第 31 条	<p>(反社会勢力排除)</p> <p>会員は、弊社に対し、自身または代理人が反社会的勢力その他以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.暴力団 2.暴力団員 3.暴力団準構成員 4.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等 	第 32 条	<p>(反社会勢力排除)</p> <p>弊社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。</p>
第 32 条	<p>(反社会的勢力排除に関する基本方針)</p> <p>弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。また、不当要求は断固として拒絶します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。 2.反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。 3.反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。 4.反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。 5.反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。 	第 33 条	<p>(反社会的勢力排除に関する基本方針)</p> <p>弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。 2.反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。 3.反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。 4.反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。 5.反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。
第 33 条	<p>(個人情報の取扱いについて)</p> <p>高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.個人情報の収集について 弊社が個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。 ・お客様とのご連絡、ご確認、お知らせ等お取引の円滑な遂行のため ・ご利用されたサービスに関するフォローのため ・お取引代金の決済処理のため ・ご利用されるサービスの遂行のため ・商品やサービスのご案内、アンケート等をお送りするため 2.個人情報の利用について 弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。 3.個人情報の提供について 弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供等しないよう、適正な管理を行います。 4.個人情報の管理について 弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。 5.個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について お客様がご本人の取引履歴以外の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、個人情報ご相談窓口へご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応させていただきます。 6.組織・体制 ①弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。 ②弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。 ③弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。 	第 34 条	<p>(個人情報の取り扱いについて)</p> <p>弊社は、高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.個人情報の収集について 弊社が個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。 2.個人情報の利用について 弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。 3.個人情報の提供について 弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供等しないよう、契約により業務づけ、適正な監督を行います。 4.個人情報の管理について 弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。 5.個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について お客様がご本人の個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等を希望される場合は、個人情報ご相談窓口までご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応いたします。 6.組織・体制 弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。 弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。 <p>個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口） TEL：03-5577-5114／弊社営業日 10：30～17：00</p>

	<p>〈第三者への業務委託について〉 弊社は第三者と機密保持契約を交わした上で、本契約に基づく業務の一部である報告書の送付等について業務委託いたしますが、その業務以外の目的で利用することはありません。</p> <p>個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口） TEL：03-5577-5114／弊社営業日 9：30～17：00</p>		
第 34 条	<p>(準拠法) この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。</p>	第 35 条	<p>(準拠法) この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。</p>

以上